

すて〜じ通信



発行 平成25年5月14日 第 8号

〒052-0014

北海道伊達市舟岡町334番地9 あい・ぷらざ1F

社会福祉法人北海道社会福祉事業団

胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ

Tel / 0142-82-3930 fax / 0142-82-3933

E-mail / stage@dofukuji.or.jp

法定雇用率の引き上げに伴う、障がい者就業サポーターの活動に協力を！

胆振日高障がい者就業・生活支援センターすて〜じ
センター長 小林 繁市

平成25年4月より障がい者の法定雇用率が改正され、民間企業については、現行の1.8%から2.0%に引き上げられ、同時に義務付けの対象となる企業の規模も従業員56人以上から50人以上に拡大されることになりました。

障がいのある人の雇用実績については、ここ数年右肩上がりに上昇しており、平成23年度の雇用障がい者数（重度障がい者はダブルカウント換算）は約36万5千人、年間の就職件数は5万9千件で、いずれも過去最高を記録しています。特に知的障がい者については大きな伸びを示しており、平成14年度に約7千件だった雇用件数が23年度には1万4千件になるなど、過去10年間で倍になっています。

法定雇用率は5年毎に改正されます。これを決める基準は、国全体の労働者数に対して身体・知的障がい（精神障がい者は、まだ対象になっていない）のある労働者（失業者を含む）がどのくらいいるかという割合で算出されますが、前回の平成18年度の算定時に比べ、雇用されている障がい者が増えて、基準となる数値も2.072%に上昇し、これに基づいて今回の法定雇用率が改正されることとなったものです。

この法定雇用率0.2%の引き上げについては、民間企業だけでなく、国や地方公共団体、特殊法人が2.1%から2.3%に、都道府県教育委員会は2.0%から2.2%に引き上げられることとなります。

このように法定雇用率が引き上げられることによって、障がい者の雇用機会が広がれることとなりますが、その一方で、障がい者雇用未経験の企業においては、障がい者雇用管理等に関するノウハウが不足しており、さらに障がい者をサポートする人員の確保も難しい状況にあります。

このため、北海道では緊急雇用創出事業として、平成25年3月より道内6ヶ所の障害者就業・生活支援センターに障がい者就業サポーターを配置し、障がい者雇用未経験企業等に対して、雇用のきっかけとして効果の高い雇用体験（職場実習）を通じて実践的なアドバイスを行うことにより、障がい者雇用に関する理解とノウハウを深めて、雇用の拡大につなげていくこととしています。

当センターについても、この事業を受託して障がい者就業サポーターを1名配置し、胆振・日高管内の障がい者雇用に関する普及啓発や障がい者雇用体験（職場実習）のサポートを行うこととしました。

当面の活動としては、胆振日高管内の常用雇用労働者56人以上で障がい者雇用0人の企業56社、制度改正により新たに障がい者雇用の対象となった50人以上の企業24社、計80社を訪問させていただき、障がい者雇用についての理解を深め、新たな職場の開拓や雇用のきっかけづくりにしていきたいと考えていますが、あわせて障がい者雇用関係機関や経済団体とも連携し、地域における企業情報の収集や共有に努めたいと思います。

この事業を成功させるために、多くの皆さんの一層のご支援をお願い申し上げます。

新年度に向けてスタッフの意気込みを聞いてみました！！

就業支援担当 小松 雄一です。

すて～じに異動になり5年目に突入しました。事業開設から残っているのはとうとう私だけになりました。何をしても良いのか訳もわからず、道内のセンターさんに色々教わりながら何とかやっています。(アドバイスをいただいた皆様ありがとうございました)

5年目を迎えた意気込みを書かなければいけないのですが、ありきたりですが、一人でも多くの方が就職していただくのは勿論ですが、リタイアしないように、安心して働けるように、職場定着を主に業務にあたっていきたくと考えています。雇用率が改正になり障がい者雇用の現状は売り手市場とされていますが、実際には雇用をためらう会社も多く相変わらず厳しい状況に変わりはないように思います。少しでも障がい者雇用に理解をいただける会社を開拓し、雇用の輪が広がっていかればいいかなと思います。

生活支援担当 熊谷 敦子です！

高齢雇用継続、今年度からの年金受給開始年齢の引き上げに合わせて法律も改正・整備され、この4月から65歳までの雇用が義務づけられます。また、障害者の法定雇用率も引き上げになります。労働者を雇用する企業側から見ると、どうなのだろうか？高齢に加わろうとしている自分自身は、業務上で支障をきたすような状態になってまで居座る勇気はない。障がい者の方々の弱い立場が何となくわかる。そんな立場に自分もいるのだろうと思います。年の功を活かした支援を必要とされる間は、後輩たちに対抗しながら、体力の退行を感じ、楽しく、自分なりのペースでお手伝い出来ることをしていきたいです。自分のモチベーションを維持するためには“楽”も大切なことです。楽をしているのではなく人生を“楽しむ”人生を“豊かに”生きる秘訣を探りながら今年度を疾風のように駆け抜けたと思っています。

障がい者就業サポーター 田中 崇之です！

今年4月1日付「障がい者就業サポーター派遣事業」で就業サポーターとしてすて～じに配置されました田中崇之です。これまでに障害者福祉の仕事に就いた経験はなく、不安ばかりが頭をよぎり初出勤したのを覚えています。伊達市内の障害福祉サービス事業所でレクチャーを受けさせていただきました。障害と言っても様々な障害があることに気付き、またそれぞれに障害特性があることを教えていただきました。この事業は、北海道経済部労働局から受託した事業で、雇用率の改正により障がい者の雇用機会が拡大した反面、雇用未経験事業では雇用管理に関するノウハウの不足、サポートする人材確保が難しいのが現状です。それらについて実践的なアドバイスを行うことで障がい者雇用に関する理解、ノウハウを深め雇用の拡大につなげるのが目的となっています。全くの素人ですが、障がいのある方が一人でも多く雇用されるよう頑張りますので宜しくお願い致します。(ちなみに、独身よろしくです！)

就業支援担当スタッフ 猪股 正寛です(今年度は生活支援も補助的に担当します)

私がすて～じに配属になってはや2年半になろうとしています。福祉業界未経験の私にとって慣れない業務の連続で「果たして続けていけるのだろうか？」と疑問を抱きながらここまでこれたのも、関係機関のみなさんの協力があったからこそと考えております。この場を借りて感謝申し上げます。

さて、今年度の抱負というか目標ですが、4月から民間企業の法定雇用率が2%になったことでハローワークと連携しながら職場開拓を進めて、少しでも皆さんの希望に添った職種を紹介できればと考えております。現在は大企業で障害者雇用は進んでいますが、中小企業ではこれからのところが多く、また、障害特性についての理解もあまりないために雇用に難色を示す企業もあるため、企業に直接説明する機会を設けていただき、職場実習やトライアル雇用などを利用しながら障がいについての理解を深めていただき、少しでも雇用につなげていきたいと考えております。

これからも各関係機関の皆様にはご協力いただくことも多々あると思いますのでよろしく宜しくお願い致します。

生活支援担当 川村 明美です。

平成23年4月より、だて地域生活支援センターより異動になり、生活支援を担当しています。生活支援が主になりますが、雇用していただいている事業所さんを訪問し様子を伺うこともあります。事業主さん、或いは現場の担当者さんからは、「作業中の集中力持続が出来ていない」「欠勤が続く」などなどの問題が生じた場合に、日常生活に何か変化があったのではないかと聞かれることが度々あります。個々人の生活リズム、健康面の状況を把握して職場定着に向けて支援をさせていただきたいと思います。また、私たちの不適切な対応で皆さんの将来を奪うことのないよう心がけながら、一人一人の思いをきちんと受け止め、共感しながら生活、就労のお手伝いをしていきたいと思っています。

今年度も宜しくお願い致します！！